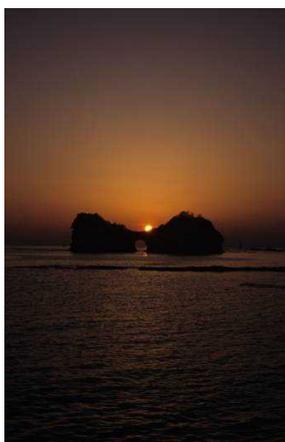


和歌山県

景観

ガイドライン



平成 21 年 4 月（令和 5 年 3 月改正）
和歌山県県土整備部都市政策課

はじめに

和歌山県では、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていくことを目指し、平成 20 年 3 月に和歌山県景観条例を公布するとともに、平成 21 年 1 月には景観法に基づき和歌山県景観計画を策定しました。和歌山県景観計画では、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等について定め、一定の行為の届出により景観の誘導を行っていくこととしています。

このため、景観に関する基本的なことがらや考え方について説明するとともに、景観法に基づく行為制限のしくみや和歌山県景観計画に定められた景観形成基準について解説し、県民の皆さんや建築物等を設計する方々などが届出制度による和歌山県らしい良好な景観の形成について理解を深めていただくことを目的として和歌山県景観ガイドラインを策定しました。

平成 21 年 4 月
和歌山県県土整備部都市政策課

ガイドラインの構成

和歌山県景観ガイドラインは、以下の 4 章によって構成されています。

第 1 章 景観づくりのすすめ

景観づくりを進めていく上での基本的な事項について記しています。

第 2 章 和歌山の景観を読み解く

景観づくりを進めていくにあたって、和歌山の景観をどう読み解いていくのか、その方法について解説しています。

第 3 章 良好な景観づくりの手法

良好な景観づくりに向けた手法として、景観計画に定められている景観形成基準の内容について詳細に説明するとともに、地域での景観づくりに向けた手法についても提案しています。

第 4 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画で定めている届出対象行為と行為の制限の基準について記しています。

和歌山県景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域を特定景観形成地域の景観形成基準についての解説などを記載した「特定景観形成地域ガイドライン」もあわせて参照してください。

この他、景観法に基づく届出手続きについて解説した「届出手続きの手引き」がありますので、実際の手続きの際はそちらもあわせて参照してください。

目次

第1章 景観づくりのすすめ -----	1
1 なぜ景観か ―和歌山県における景観づくりの意義―	1
(1) 美しい景観は感性に訴える	1
(2) 景観づくりは地域に恩恵をもたらす	2
(3) 景観は地域の営みそのものである	2
2 景観づくりの基本姿勢	3
(1) 個性と調和	3
(2) 地域らしさ	3
(3) 環境共生	4
(4) 機能性と美しさ	4
(5) 時間の経過と維持管理	4
第2章 和歌山の景観を読み解く -----	8
1 景観の捉え方	8
(1) 景観を構成する要素	8
(2) 景観を捉える視点	9
2 和歌山の景観の特徴と構造	11
(1) 自然	11
(2) 歴史・文化	12
(3) 社会・経済	12
3 地域の景観特性の読み解き方	15
(1) 自然の特徴から読み解く	16
(2) 歴史の経緯から読み解く	19
(3) 暮らしや文化から読み解く	22

第3章 良好な景観づくりの手法----- 25

1 景観形成基準の解説と景観づくりの事例.....	26
(1) 共通事項.....	27
(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更すること となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更.....	30
A 位置・規模.....	30
B 形態・意匠.....	34
C 色彩.....	38
D 素材.....	41
E 緑化.....	43
F その他.....	46
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更.....	47
A 位置・規模.....	47
B 緑化.....	49
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採.....	51
A 位置・規模.....	51
B 緑化.....	52
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積.....	53
A 位置・規模.....	53
B 方法.....	54
C その他.....	55
2 地域での景観づくり.....	56
(1) 地域の景観資源の発見・共有.....	56
(2) 地域の景観の保全や活用に向けた活動の展開.....	57

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項----- 64

1 届出対象行為.....	64
2 行為の制限の基準.....	65

第1章 景観づくりのすすめ

この章では、景観づくりを進めていく上での基本的な事項について記しています。

1 なぜ景観か —和歌山県における景観づくりの意義—

景観とは、景色、眺めなど目に見える風景を指す言葉です。近年ではこの景観に着目した地域づくりが各地で進められるようになりました。

そもそも、なぜ、景観づくりが必要なのでしょう。

(1) 美しい景観は感性に訴える

まず、私たちは美しい景観を目にした時には心から感動し、「ここで暮らしたい」「また行ってみたい」と思うのではないのでしょうか。旅行などで風光明媚な土地を訪れた時に感動を覚えられた方は少なくないはずです。

和歌山県景観条例の前文には、和歌山県の景観について以下のように記されています。

和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の流域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

(和歌山県景観条例より)

このような美しい景観は県内の各所に存在しています。これらはまさしく県内の各地域が備える魅力そのものであり、私たちの感性に強く訴えかけてくるものです。



しかし、日本の景観は、高度経済成長期の都市化の波とともに大きく変貌しました。和歌山県も例外ではなく、経済合理性が優先された結果、かつてとは大きく姿を変えてしまったところも少なくありません。

こうした反省に立ちながら、県内にあまた存在する唯一無二の素晴らしい景観を守り育て、創り、後世へと受け継いでいくことは、これからの地域づくりにおいても非常に重要な目標で

あると考えられます。

(2) 景観づくりは地域に恩恵をもたらす

景観づくりの取組は、地域の人々にとって自分たちのまちや地域への愛着・誇りを高めることにつながります。また、県外からは、美しい景観のある場所には「訪れたい」と思うようになります。

地域の景観がアイデンティティとして共有されている場所では、皆がそのまちを愛しており、まちの活力もあふれ、観光客も多く訪れます。そのような地域づくりを実現するためにも、景観に着目することは非常に重要なのです。

地域の素晴らしさにまなざしを向け、それを大事にすることで、U・J・I ターン者や観光客の増加にもつながります。そのような好循環を生み出すためにも景観づくりは非常に重要な取組となります。

(3) 景観は地域の営みそのものである

景観は、脈々と積み重ねられてきた地域の歴史、そこで営まれてきた人々の暮らし、さらには地域への思いなどが形となって表れたものである、ということです。

和歌山県景観条例の前文には、さらに以下のように記されています。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

(和歌山県景観条例より)

私たちは、日頃は周りの景観に意識を向けることはなかなかありません。いわば空気のような存在であり、無くなってから初めて気が付くということも往々にしてあると思われまます。そうした当たり前の景観の価値に気づき、共有し、次代に引き継いでいく。それは今に生きる私たちに課せられた責務・使命であるといえます。

2 景観づくりの基本姿勢

景観づくりにあたって守るべき基本的な事項を以下にまとめました。

(1) 個性と調和

個性と調和は決して相反するものではなく、双方のバランスの中で良い景観が保たれます。例えば突出した外観の建物が並ぶ景観は違和感を覚えますが、逆に全く同じものだけが建ち並んだ景観も単調で魅力の無いものとなる場合もあります。その敷地や周辺の条件を読み取りながら、全体との調和を図りつつ、その中で個性を生み出すような景観の形成を目指す必要があります。



地域の個性をデザインに反映



統一的なまちなみの中で個性を表現

(2) 地域らしさ

近年は、日本各地で駅前の景観やロードサイド型の景観など、画一的な景観が問題視されるようになってきました。全国共通の景観は経済合理性や利便性の結果生まれてきたものであり、地域らしさとは対極にあるものです。

地域らしさといっても一言で表現することは難しく、地域の魅力を丹念に読み解くことによって見いだされるものです。敷地や周辺条件との対話を重ねながら、何が地域らしさを構成しているのかを考える、そのプロセスを大切にしていく必要があります。



地域の生活風景が景観の拠り所



まちなみ資源に地域らしさのヒントが

(3) 環境共生

緑や水などの自然との共生や、必要以上のエネルギーを浪費しない、廃棄物等を増加させない省資源・省エネルギーのライフスタイルなど、環境共生の視点も今後の景観づくりには欠かせないものとなっています。地球規模での環境問題の深刻化にも対応すべく、環境共生の視点も意識しながら良好な景観形成に取り組んでいく必要があります。



積極的な緑化



植樹等による自然回復の取組

(4) 機能性と美しさ

機能性が備えるシンプルな美しさにも着目しまちなみに効果的に採り入れることで、現代的な感性を表現するなど、良いアクセントとなります。

しかし、過度に色彩や意匠が凝らされたデザインや、歴史的な要素を安易に採り入れ模倣したデザインなどは、建築物等が本来備えるべき機能ではないため、単なる「お飾り」「お化粧」ととどまっていないか、周辺との調和が図られているのか、注意を払う必要があります。



機能美を追求したシンプルなデザイン



地域の新たなシンボルとなった建物

(5) 時間の経過と維持管理

時間の経過とともに景観も移ろい、変化を見せます。時間が積み重ねられて受け継がれた景観は深い奥行きをたたえますが、その変化は人の手が加えられることで価値が保たれていくものであり、放置したままではいずれ廃れていくこととなります。時間の経過とともに維持管理を行い、その価値を保っていくことは非常に重要です。



時間の積み重ねが現れた景観



樹木もその地域の時間を物語る

＜参考：良好な景観の形成に関する方針＞

和歌山県景観計画には、今後和歌山県において目指すべき良好な景観の形成に関する方針を定めており、この方針に則した景観形成を図っていく必要があります。

景観計画区域全域における良好な景観の形成に関する方針

(1) めざすべき景観像の実現

①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する

雄大なる山地や森林、河川（流域）、海岸などの自然や、自然と向き合い、関わりを持つことで培われてきた地域の風土など、日本人の精神文化を育んできた唯一無二の貴重な自然とそれらによって生み出される骨格的な景観を保全する。

i) 山地や森林、河川（流域）、海岸を保全する

山地や森林、河川（流域）、海岸は、長い時にわたって県土の骨格を形作り、歴史・文化といった地域の風土を育み、暮らしにも多大なる影響を与えてきた。これらの自然は日本人の精神文化発祥の起源としても広く共有されるべき唯一無二の価値を持つものであり、これらを保全する。

ii) 自然との関わりを再生する

自然の持つ豊かさ・恵み・厳しさなどに触れて学ぶ空間や機会づくり等を通じて、その大切さを共有するとともに、自然と人々の営みを支えるしくみづくりを通じて、豊かな自然との関わりを再生する。

②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

古代から中世、近世を経て現代に至る歴史の流れや、各時代を通じて育まれてきた地域の文化が息づく固有の景観を保全し、魅力を高めながら次代に継承していく。

i) 地域の歴史的な街なみ景観を保全する

時間の蓄積と住民の努力によって育まれた地域の歴史的な街なみ景観は、一朝一夕に生まれるものではない。その豊かな積み重ねを受け止め、次の世代へと継承するため、担い手づくりや活用方策等と組み合わせながら、街なみ景観の保全を図る。

ii) 歴史・文化資源の周辺景観の保全と創生を図る

歴史・文化資源が持つ空間構成や景観構造の文脈を読み取りながら、これらの資源と一体となって価値を高め合う周辺景観の保全と創生を図る。

③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

人々の営みや地域の活動によって支えられてきた日常の景観とともに、農林水産業や地域の伝統産業をはじめとする地場産業や新しい時代の商工業などの活動がつくる景観の魅力を高める。

i) 長い時を経て形成された個性ある産業景観を保全する

本県で長く受け継がれてきた農林漁業や伝統工業・地場産業などが生み出した個性ある産業景観は、人々の営みの歴史を今に伝える景観資源であり、これらを保全する。

ii) 産業活動が創り出す景観の魅力を高める

商業など産業活動が創り出す景観はまちににぎわいや活力を与える。活き活きとしたまちの姿は、訪れる人のまちへの印象を深め、また訪れたいという気持ちにさせてくれる。こうした産業活動が創り出す景観の魅力を高める。

iii) 身近な生活の営みが映し出された景観の魅力を育む

まちの中で人々が行き交うにぎわいのある景観、身の周りの自然と生活がとけ込んだ落ち着きのある景観など、身近な生活の営みが映し出された多様な景観の魅力を育ていく。

(2) めざすべき景観像の実現に向けた取組

①景観の魅力を読み解き内外へと発信する

山岳霊場と熊野古道、海辺の景観など他県にはない和歌山県の景観の魅力や、市街地・農村など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、更なる魅力の向上を図るとともに、その価値を内外に広く発信することで観光の振興や交流人口の増加を目指す。

i) 地域の景観資源を保全し観光資源として活用する

県内には独特の風土・文化等に育まれた他県にはない魅力ある景観資源があり、それらを観光資源として地域づくりに積極的に取り入れ、地域の暮らしとの共生を図りながら、県内の景観の魅力を多くの人々に伝えていく取組を推進する。

ii) 景観資源を収集し景観づくりに積極的に活用する

県内には有形・無形を含め暮らしの中で育まれた多くの景観資源が存在しており、外部からの視点も活かして、広く景観資源を収集し、その景観の価値を再認識するとともに、それらを地域の活性化等に活かすなど、景観づくりに積極的に活用する。

②景観の向上につながる協働のまちづくりを推進する

県民にとって愛着のある身近な景観の価値の発見からはじまる景観づくりや、住民と一緒に取り組む駅前や商業地などの市街地整備での景観づくりなど、地域に根ざした協働のまちづくりを促進していく。

i) 景観に対する意識を高める

協働のまちづくりの礎となるよう、和歌山の景観が持つ魅力を学び、そしてその魅力を伝え、共有する取組等を通じて、景観に対する意識を高める。

ii) 県民や事業者、市町村による景観づくりの取組を支援する

県民や事業者、市町村による景観の向上や景観形成に関する普及・啓発に向けた自主

的な取組を支援し、景観づくりの取組の拡大を図る。

iii) 総合的な景観施策を推進する

景観法の活用とあわせて、景観条例による県独自の施策や関連する施策（都市計画、農林、環境など）、市町村の施策等とも連携を図り、総合的な景観施策を推進する。



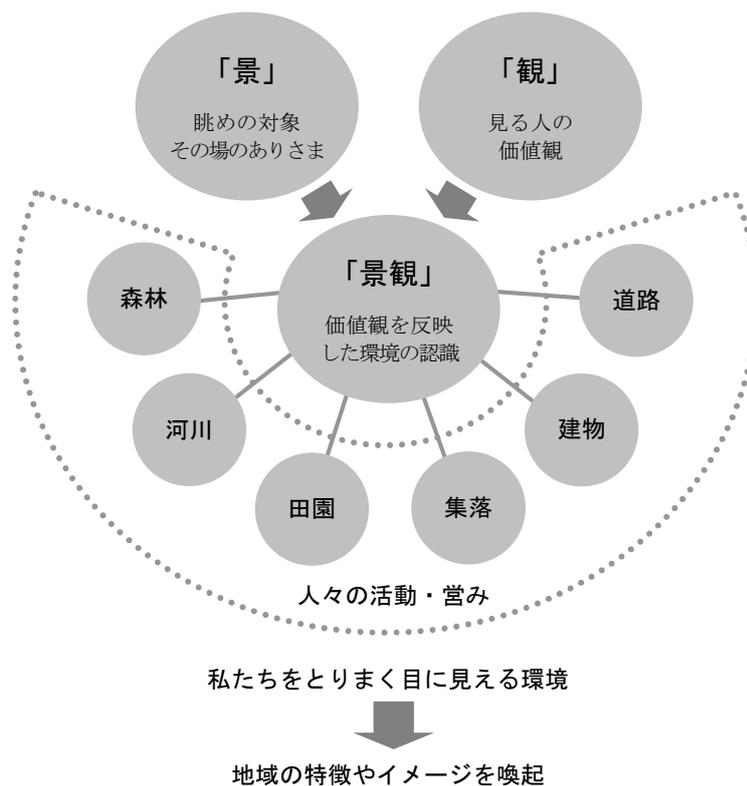
第2章 和歌山の景観を読み解く

景観づくりを進めていくにあたっては、地域の景観を読み解き、周辺との関係性を意識することが非常に重要です。この章では、和歌山の景観をどのように読み解き、それをどのように景観づくりにつなげていくのか、その方法についてのヒントを解説しています。

1 景観の捉え方

(1) 景観を構成する要素

景観は私たちが目にする物理的対象としての「景」と、それらを感じて捉える「観」によって成り立つものです。森林、河川、田園、集落、建物、道路やそこでの人々の活動や営みなどが景観を構成する要素となります。いわば私たちをとり巻く「見える環境の総体」です。これらを見る人の価値観を通して認識することにより、地域の特徴やイメージが喚起されることとなります。



(2) 景観を捉える視点

景観は様々な視点から捉えることができますが、以下では「空間スケール」「距離」「位置関係」に着目した時の景観の特徴についてまとめています。

○空間スケール

目の前の風景を空間として認識するときのまとまりの大きさ（空間スケール）によって立ち現れる景観の質が異なります。

大景観 地域や都市全体を一つのまとまりとして捉えた景観。山地、台地、丘陵、平地、河川などの地勢を感じとることができます。

中景観 通りの街並みや境界などのまとまりを捉えた景観。地域の歴史、文化がつくる雰囲気や人々の活動などを感じとることができます。

小景観 路地、庭園、個々の建物や樹木などのスポットを捉えた景観。人の暮らしぶりや気配、建物の詳細なデザインなどを感じとることができます。



大景観のイメージ



中景観のイメージ



小景観のイメージ

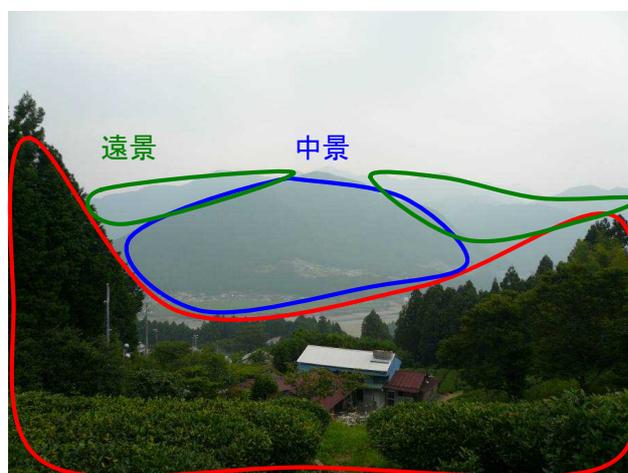
○距離

景観を「見る場所」（「視点場」「眺望点」といいます）から「見る対象」（「視対象」といいます）までの距離の違いによって見え方が異なり、景観としての捉え方も異なってきます。また、一つの景観の中に距離が異なる景観が存在すると奥行きを感じることができます。

近景 個々の樹木や施設の特徴や質感をはっきりと認識でき、視対象との親密さを感じることができる景観。

中景 個々の樹木や施設のアウトラインや質感を見分けることはできるが、個々のディテールは認識できない景観。

遠景 個々の樹木や施設を見分けることは困難で、全体のアウトラインやスカイラインなどを奥行きのない背景としてしか認識できない景観。



近景

○位置関係

視点場と視対象の高低差や周囲との位置関係などによって特徴的な景観として捉えることができる場合があります。これらの違いにより私たちが受ける印象も大きく異なります。

俯瞰景 ふ かん 高い位置から低い位置にある視対象を見下ろす伸びやかさを感じさせる景観。

仰瞰景 ぎょうかん 低い位置から高い位置にある視対象を仰ぎ見る存在感を感じさせる景観。



ふ かん
俯瞰景のイメージ



ぎょうかん
仰 瞰景のイメージ

困繞景観 いにょう 山などの地形や建物などの構造物で囲まれた落ち着きを感じさせる景観。

眺望景観 遠くまで見通すことができ開放感を感じさせる景観。

ビスタ景観 道路や河川などに沿った線的な眺望で強い方向性を感じさせる景観。



いにょう
困繞景観のイメージ



眺望景観のイメージ



ビスタ景観のイメージ

2 和歌山の景観の特徴と構造

建築物の建築等の行為にあたっては、周辺地域の景観特性を読み解き、和歌山県らしい景観の形成を図っていくことが大切です。まずは和歌山県の基本的な景観特性について理解をすることが前提となります。

(1) 自然

○山地、海岸、流域が景観の骨格を形作っている

和歌山県の自然は、独特の気候・地形条件によって育まれてきました。海岸部を含めた大半の地域は、黒潮の影響を受ける温暖な南海型の気候ですが、一方で台風など荒々しい自然の影響も受けてきた地域であり、京阪神とは異なった独特の風土を形成してきました。

県土の大部分を山林が占めています。中央部は標高 1,000m を超える山々が重なり、奈良県吉野郡から連なる紀伊山系の尾根は山岳信仰を育む険しく雄大な山地景観を生み出しており、植林による整った山容を見せるとともに、特に標高の高い奥地では原生的な自然が残る生物相に富んだ自然の宝庫となっています。

また、県の北西部の和歌山市から南東部の新宮市まで、紀伊水道・熊野灘と面した海岸地形が連なっています。複雑な海岸線は海と陸地とを隔てる境界線となり、漁の暮らしとともに夕陽・朝陽に映える景勝地を生みだしてきました。さらに、北西部では産業の発展とともに臨海工場地帯の開発や、景観美を観光資源としたリゾート開発なども行われています。南部では平地部分も狭くリアス式海岸の切り立った地形のため、海岸部と一体となった漁村景観が生まれながらも、美しい海岸と海洋の景観は現在までその美しさを保っています。

山地で涵養された水源からは、海岸部へと河川が流れ、その流域に沿って生活圏が形成されてきました。流域の上流部は切り立った山々と河川に囲まれた農村・山村の景観が広がり、中流部ではひらけた地形に農地や住宅地が広がっています。さらに下流部の沖積平野では広がりのある景観を形作り、都市的な集積も進んでいます。

このように、独特の気候・地形条件による自然が生み出した山地、海岸、そして流域という要素が和歌山県の骨格的な景観を形成しています。



1,000m を超す山々が連なる紀伊山地の険しい山地景観（田辺市・龍神）



臨海部の平地が狭く、リアス式海岸と漁村が一体となった景観（串本町）



山々の合間を流れる河川の景観（田辺市・中辺路）

(2) 歴史・文化

○信仰や文化圏に由来する他にはない固有の景観がある

和歌山県には古くから高野山、熊野三山という信仰の文化圏が存在しています。高野山は真言密教の総本山として、熊野三山は神仏習合の救いの地としての確固たる地位を築いてきました。「蟻の熊野詣」などと称された信仰者の往来によって古道・街道という信仰の道が生まれるとともに、各所に王子や街並みが形作られ、それらを包み込む自然と一体となった景観を育んできました。高野山及び熊野地方を中心に、現在においても人々の暮らしとともにその姿をどめており、これらの織りなす景観は原風景として脈々と息づいています。

県の北部に位置する和歌山市では、徳川家が統治した紀伊五十五万石の城下町都市としての発展を見せ、これらの城下町の蓄積は現在においても都市の基盤として機能しています。また、江戸時代以降は紀伊国と伊勢国の一部を紀州藩とするとともに、田辺藩と新宮藩を支藩としたことを背景に、田辺、新宮は地方の核として発展し、拠点的な整備が進められてきました。その一方で、高野山は秀吉の安堵（土地の所有権・領有権・知行権などを公認）した土地であり、徳川家も菩提所として指定したことから、独立した宗教都市としての文化圏を保っています。

その後は版籍奉還で紀州藩は和歌山藩、田辺藩、新宮藩となり、廃藩置県で和歌山県に統合され、現在に至っていますが、紀州・田辺・新宮という拠点における歴史的な発展と、高野山・熊野三山といった独立した文化圏の形成によってそれぞれ異なる景観を生み出しており、和歌山県の景観に様々な表情をもたらしています。



紀伊五十五万石の城下町の蓄積の上に発展した市街地景観（和歌山市）



山岳信仰都市の歴史によって育まれたまちなみ景観（高野町）



地域の歴史を今に伝えるまちなみ景観（湯浅町）

(3) 社会・経済

○大阪圏との結びつきを強め発展した都市景観がある

大阪圏に近い北部（和歌山市・海南市・岩出市・橋本市など）においては、大阪圏への通勤を可能にする鉄道網や道路網の整備に伴い、市街化が進行してきました。道路網は県土を縦断する国道42号が軸となっており、近畿自動車道紀勢線が田辺市まで整備され、那智勝浦道路（新宮～勝浦間）も平成20年3月に開通しました。鉄道ではJR紀勢本線、南海電鉄本線・高野線が大阪圏と結ばれており、その他貴志川線や紀州鉄道などの支線がアクセスを支えてきました。紀伊水道に面する臨海部には工業地帯の整備も進むとともに、橋本市では南海電鉄などによる住宅地開発も進むなど、大阪圏との結びつきを強めながら発展してきました。

その結果、都市部では商業地区を中心に良好な都市ストックの形成が進み、顔となる景観を創り出しているとともに、周辺には自然に囲まれた住宅地が存在しています。



シンボルロードの整った沿道景観
(和歌山市)



丘陵地に広がる住宅地景観(橋本市)



土地区画整理事業が進められた
商業地の景観(田辺市)

○気候・風土をいかした生業（農・林・漁・観光）の景観がある

紀の川流域中部や紀南地域では、豊かな地形・自然の恵みによって農林漁業が永く営まれています。みかん、柿、梅など地形や気候を活かした農業や、遠洋漁業による海産物が特産品として有名で、地域の産業を支えるとともに、丘陵地に広がるみかん畑や平野部の梅林・桃林、農村集落や漁村など、地域で営まれている生業が特徴的な景観を生み出しています。

また、田辺・白浜・那智勝浦などを中心に温泉地や海岸の景観美を活かした観光も積極的に進められています。



丘陵地を活かした農の景観(有田市)



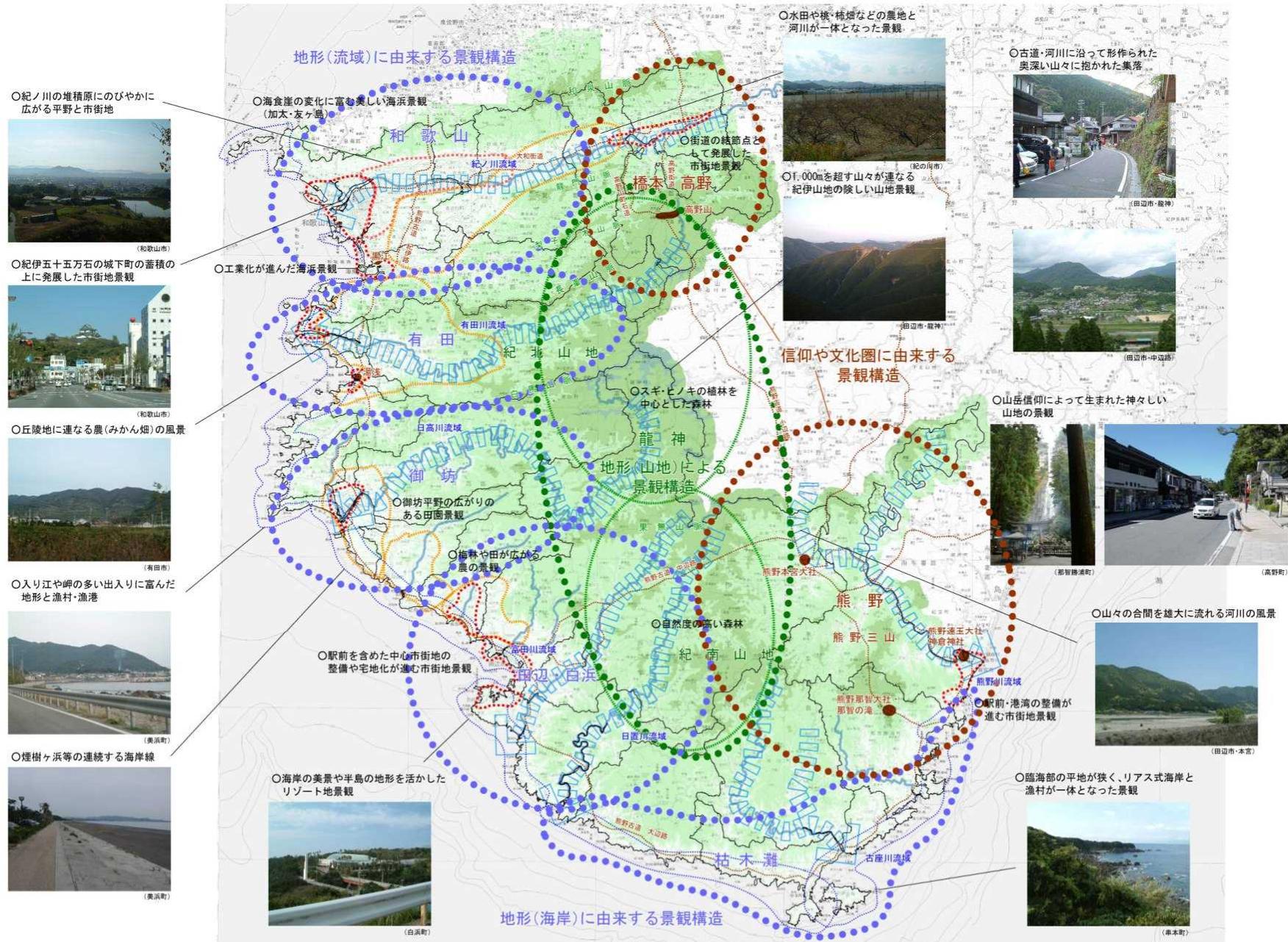
漁港と湾の景観(海南市)



温泉地などのリゾート景観(白浜町)

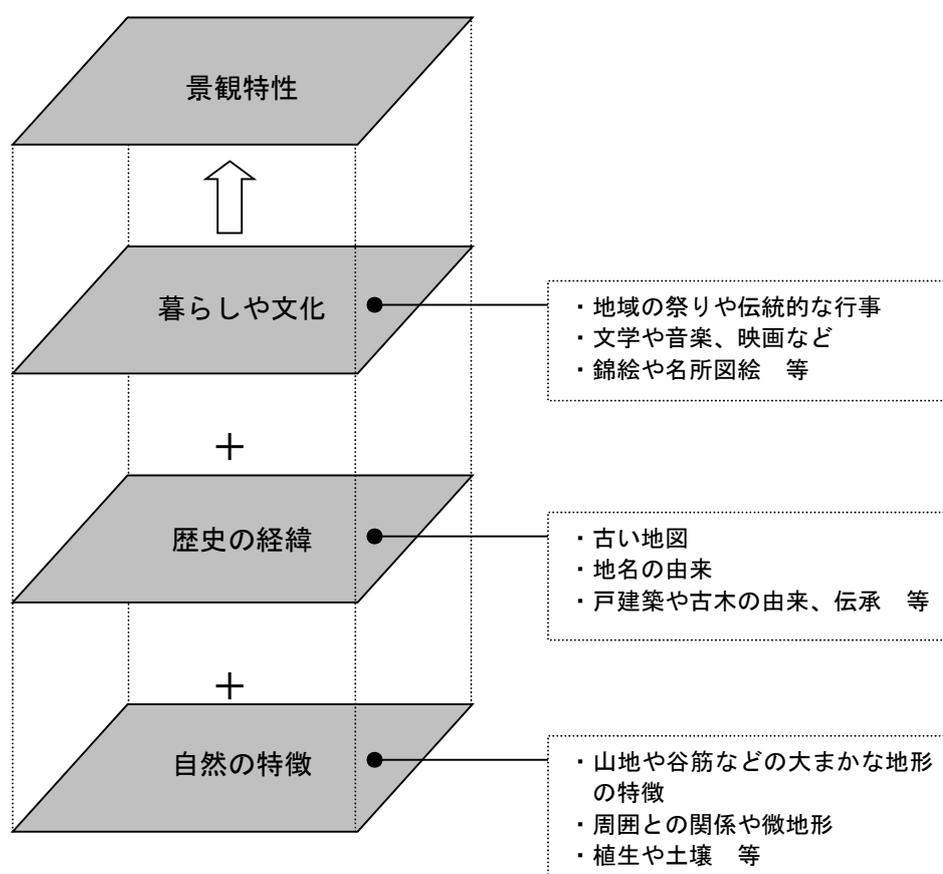
和歌山県の景観構造

以上の特性を総合すると、和歌山県の景観の構造は概ね8つのまとまりで捉えることができます。



3 地域の景観特性の読み解き方

地形や植生など本来その場所が持っている自然の特徴をベースに、様々な歴史的発展経緯をもつ地域の上に人々の暮らしや文化が重層することにより、地域に固有の景観特性が生まれてきます。建築物の建築等の行為を行う地域や場所については、「自然の特徴」「歴史の経緯」「暮らしや文化」を捉えることで、その場所の景観特性を読み解く手がかりを見出していくことができます。以下ではそのためのヒントとともに、景観特性に基づく景観デザインのアプローチの例を示しています。



(1) 自然の特徴から読み解く

和歌山県は雄大な山地部、白砂青松の砂浜や切り立った岩場など多様な海岸部、河川の流域に沿って広がる平野部などの地形的な特徴が際立ち、これらが特徴ある景観の骨格を形成しています。それぞれの地域における地形的な特徴を捉えることにより、景観の特性を読み解く手がかりが見えてきます。

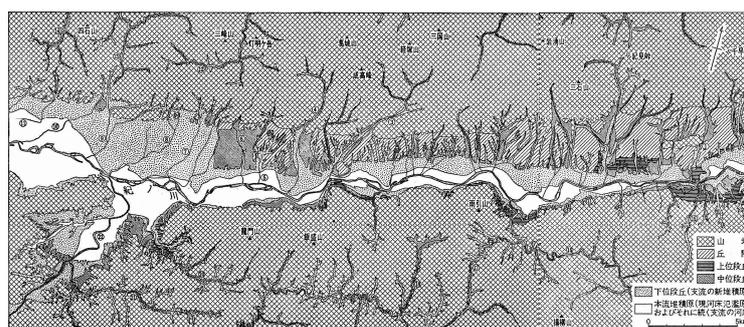
〈自然の特徴を読み解く手がかり〉

○山地や谷筋などの大まかな地形の特徴

尾根線や谷筋の位置、標高、水系など地域の大まかな地形の特徴を地形図などから読み取り、土地が持っている本来の性質を把握します。敷地周辺部を含めた 2,500 分の 1 程度の地形模型を作成することも有効です。

○周囲との関係や微地形

建築物の建築等の行為を行う敷地の地盤面が周囲とどのような関係にあるのか、また微妙な起伏や窪みなどの微地形を把握することにより土地の原風景をうかがうことができます。

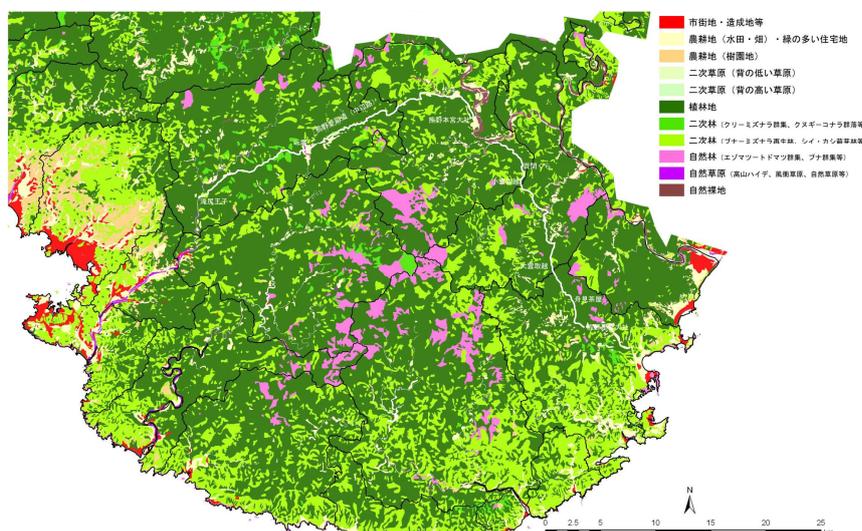


※「日本地誌」より

地形の分類図（地形の特徴を把握します）

○植生や土壌

地域の植生の分布や土壌を調べることにより、背景となる自然の色や形、四季による変化を把握することができます。私たちの身近なところでは本来の植生から変化してしまっていることが多いのですが、神社の鎮守の森などでは本来の植生が残っていることもあります。



植生図（貴重な植生の位置などを把握します）

和歌山県の重要な植物群落

No.	群 落 名	No.	群 落 名	No.	群 落 名
1	友ヶ島の自然林	51	龍王神社の社寺林	101	八坂神社のコジイ林
2	友ヶ島の深陀池植物群落	52	煙樹ヶ浜のマツ林	102	尾崎神社の社寺林
3	木本神社のホルトノキ林	53	松原王子神社の社寺林	103	成見川の自然林
4	和歌山城公園の緑地	54	日高川河口の湿地植生	104	古座川峡の岩上・岩隙植生
5	日前宮の社寺林	55	上阿木神社のスギ林	105	浦神半島のウバメガシ林
6	紀伊風土記の丘のコナラ林	56	御滝神社の社寺林	106	太田川河口の湿地植生
7	紀の川河口の湿地植生	57	川又観音の社寺林	107	下里の池の谷湿地植生
8	春日神社のコジイ林	58	真妻神社のコジイ林	108	八尺鏡野の湿地植生
9	紀の川市貴志川町のため池群	59	畑峰地藏社のウバメガシ林	109	太地海岸のスタジイ林
10	龍門山の蛇紋岩地植生	60	切目神社の社寺林	110	太地のリュウビンタイ群落
11	船岡山のコジイ林	61	切目川河口のハマボウ群落	111	河立の湿地植生
12	角間木谷のツガ林	62	御坊市・日高郡・田辺市のため池群	112	夏山の湿地植生
13	天王神社の社寺林	63	小殿神社のイスノキ林	113	ゆかし瀧の塩性湿地植生
14	摩尼山の自然林	64	鹿島のタブノキ林	114	那智原始林・那智山国有林の自然林
15	楊柳山の自然林	65	須佐神社のコジイ林	115	那智山旧参道のスギ並木
16	奥の院の大杉林	66	神島の自然林	116	宇久井半島の海岸植生
17	高野山コウヤマキ希少個体群保護林	67	三所神社の社寺林	117	久嶋（孔島）鈴島植物群落
18	高野山のツガ林	68	白浜のオオミズゴケ群落	118	新宮瀧沢の浮島植物群落
19	高野山のコウヤマキ林	69	日神のコジイ林	119	阿須賀神社のスタジイ林
20	矢立の墓地林	70	高瀬川河口のハマボウ群落	120	千穂ヶ峯の自然林
21	春日神社のコジイ林	71	笠甫の湿地植生	121	白見山国有林の自然林
22	宇賀部神社のコジイ林	72	岡川八幡のコジイ林	122	高田のトガサワラ林
23	黒沢山沼地の湿地及び蛇紋岩地植生	73	住吉神社の社寺林	123	白見山民有林の自然林
24	有田川町沼田のため池群	74	春日神社の社寺林	124	大雲取山のアカガシ林
25	加茂神社のコジイ林	75	果無山脈の自然林	125	静閑瀨の崖地植生
26	長保寺の社寺林	76	要害森山のトガサワラ林	126	大倉畑山のウラジロガシ林
27	箕六弁財天社のアカガシ林	77	東ノ川の自然林	127	和田川峡の崖地植生
28	生石神社の社寺林	78	坂泰山の自然林	128	皆地の湿地植生
29	生石山の草地植生	79	笠塔山の自然林	129	中下番のシマユキカズラ群落
30	立神社の社寺林	80	水上の自然林	130	平治ノ滝の崖地植生
31	宮崎ノ鼻の海岸植生	81	大杉谷・黒蔵谷の自然林	131	三里神社のコジイ林
32	有田川河口の湿地植生	82	大塔山の自然林	132	瀨八丁のコジイ林
33	立石の石灰岩地植生	83	法師山の自然林	133	嶋津の森のコジイ林
34	伏羊のシリブカガシ林	84	安川のヒノキ・コウヤマキ林	134	四ノ谷の自然林
35	田殿丹生神社のコジイ林	85	将軍山・大森山の自然林		
36	京都大学和歌山研究林の自然林	86	安宅八幡神社のコジイ林		
37	若藪山のブナ林	87	琴の滝の自然林		
38	白馬山のブナ林	88	稲積島の自然林		
39	亀谷の自然林	89	沖ノ黒島の自然林		
40	護摩壇山の自然林	90	江須崎の自然林		
41	西ノ河の自然林	91	里野八幡神社の社寺林		
42	霊巖寺の石灰岩地植生	92	苗我島のスタジイ林		
43	鷹島のスタジイ林	93	大島のステバシイ群落		
44	黒島の暖地性植物群落	94	大島のハドノキ群落		
45	衣奈八幡神社のスタジイ林	95	樫野海岸のスタジイ林		
46	西部海岸域のアコウ個体群	96	通夜島のスタジイ林		
47	蟻島のタブノキ林	97	潮岬・紀伊大島の海岸植生		
48	御霊神社のイヌマキ林	98	重畳山のスタジイ林		
49	阿尾の湿地植生	99	九龍島の自然林		
50	日ノ山のウバメガシ林	100	串本町田原地区の水田・湿地		

※和歌山県レッドデータブック【2022年改正版】より

〈景観デザインのアプローチ〉

●地形との親和性を考える

大地の地形との調和を図ったデザインを考えることが基本です。土地の傾斜や起伏に自然になじむような配置や形態を考えることが重要です。



地形にそって住宅や農地が配置



傾斜と一体となったまちなみ

●視点場を意識する

敷地が周辺からどのように見えるのか、また敷地内から周辺がどのように見えるのか常に意識しながらデザインすることが重要です。敷地がもっともよく見える視点場を探すこと、敷地内に視点場を設定することの他、見る一見られる関係を意識することなどにより周辺との関係性のある景観の形成が可能となります。



川沿いの広がり of 景観



遠景から見たまとまり

●自然要素の連続性をつくる

森林や水辺など周辺にある自然要素を積極的に取り込むことを考えることが重要です。地域の植生にあった樹木の植栽や、水辺での親水性を高めるなど周辺の自然要素との連続性をつくることが考えられます。



周辺の自然との調和を図る



親水性を重視した景観形成

(2) 歴史の経緯から読み解く

地形の特徴を骨格として、それぞれの地域では、古代からの山岳信仰と関わって形成されてきた古道やその沿道の集落地、各時代に拓かれた農地や集落、近世に築かれた城下町、近代以降に発展を遂げてきた都市など、様々な経緯をへて現在に至っています。地域が形成されてきた歴史の経緯を捉えることで、地域らしい景観づくりの手がかりを見いだしていくことができます。

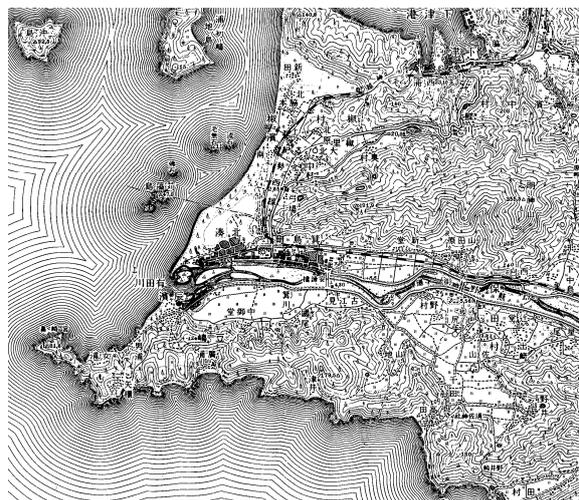
〈歴史の経緯を読み解く手がかり〉

○古い地図

地域の歴史を把握する上で、古い地図は有力な情報になります。地域にもよりますが、近代の発展を伺うことができる明治期～昭和初期、高度経済成長期の変遷を伺うことができる昭和後期、そして現代の各時代の地図を収集することで概ねの歴史の経緯を把握することができます。



明治 44 年（近代の発展の様子）



昭和 7 年（近代の発展の様子）



昭和 41 年（高度経済成長期の発展の様子）



平成 14 年（現代の様子）

※国土地理院 2万 5000 分の 1 地形図

○地名の由来

古くからの地域では土地の記憶が地名として刻み込まれていることがあります。地域に固有の地名や、特徴のある地名については各種文献を調査したり地元の人に話を聞くなどすることで歴史的な由来にたどり着く可能性があります。

○古建築や古木の由来、伝承

歴史的な建築物や古木が地域の歴史とどのように関わってきたのかを把握します。また、こうした歴史的な資源にまつわる様々な伝承などを調べることで地域のアイデンティティとなる重要なテーマを見出すことができるかもしれません。



地域のシンボルとなる古木



市街地内に残る古木

〈景観デザインのアプローチ〉

●歴史的資源からデザイン要素を見いだす

伝統的な建物様式や古くから地域にある建造物のデザインを調査し、その中からデザインの要素を見いだし、採り入れることが考えられます。



古い家屋に残るデザイン



軒先の連続したまちなみ特徴的

●歴史的資源との関係性を考える

周辺に歴史的な建造物や文化財などがある場合には、それらの歴史的資源との関係性を考えたデザインを工夫することにより、相互の価値を高めていくよう考えることが重要です。



昔から残る寺社・仏閣



地域の歴史を伝える古い建築物

●地域の歴史性を現代の感覚から捉え直す

地域の歴史を踏まえることは重要ですが、必要以上にとらわれた表現やあまりに直接的な引用は避け、現代の感覚から捉え直した上でデザインすることが重要です。



ストリートファニチャーのデザイン



白壁を現代風に採り入れたデザイン

(3) 暮らしや文化から読み解く

人々の暮らしの営みにより地域に固有の文化が醸成され、風土が培われてきました。こうした人々の暮らしや地域の文化に着目することで、地域の景観の背景を読み取ることが可能になります。

〈暮らしや文化を読み解く手がかり〉

○地域の祭りや伝統的な行事

祭りや伝統的な行事は地域が培ってきた風土と密接に結びついたものが多いものです。それぞれの由来を調べることで特徴的な地域の風習なども見つけることができます。



太地のくじら踊 (太地町)



糸我得生寺の来迎会式 (有田市)



熊野速玉祭り (新宮市)



たい松押し (かつらぎ町)

○文学や音楽、映画など

中世の和歌をはじめ、現代の小説や映画、音楽などに取り上げられた風景や言葉は多くの人々が抱く地域のイメージと結びつくものでもあります。また、学校の校歌には地域の歴史や風土を歌っているものがほとんどです。

古座川町立三尾川小学校校歌
(作詞・作曲 日高富次郎)

一 流れも清き古座川の
嶽が森よりみなかみに
わたる我等がつどいこそ
わが懐かしき住家なれ

二 月雪花のおりふしに
眺めもあかぬ景色かな
学びの庭にむれ遊ぶ
わがはらからの幸多し

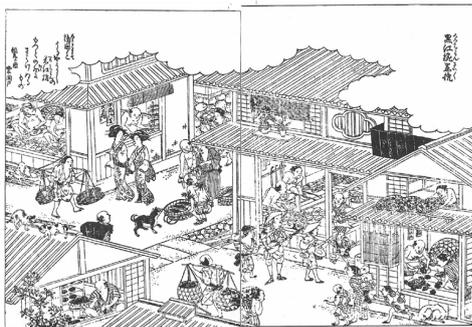
三 永久に変わらぬ松の色
われらの道のかぎりなし
いざやきわめんもろとも
はげみ進まんもろとも

和歌山県の無形民俗文化財

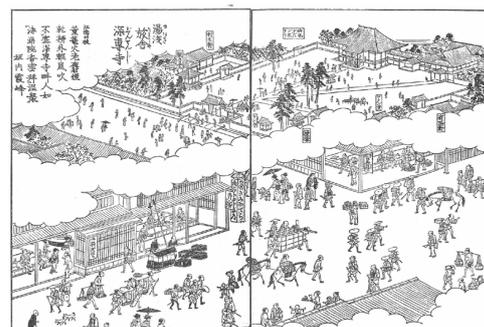
1月	藤白の獅子舞 野中の獅子舞 下阿田木神社のお弓神事 天野の御田祭	海南市 田辺市 日高川町 かつらぎ町	9月	高芝の獅子舞 三輪崎の鯨踊 広八幡神社の田楽	那智勝浦町 新宮市 広川町
2月	新宮の御燈祭り<国指定> 大島水門祭 久野原の御田 杉野原の御田舞<国指定> 粟生のおも講と堂徒式<国指定> 花園の御田舞<国指定>	新宮市 串本町 有田川町 有田川町 有田川町 かつらぎ町	10月	広八幡神社の田楽 乙田の獅子舞 戯瓢踊（御坊祭） 御坊下組の雀踊（御坊祭） 須賀神社の秋祭 新宮の速玉祭<国指定> 二川歌舞伎芝居「三番叟」 阿尾のクエ祭 隅田八幡神社の秋祭 藤白の獅子舞 小引童子相撲（衣奈祭） 衣奈祭の神事（衣奈祭） 神谷の稚児踊（衣奈祭） 東岩代の子踊り 西岩代の子踊り・獅子舞 丹生祭 山路王子神社の奉納花相撲（泣き相撲） 山路王子神社の獅子舞 大窪の笠踊り 阿戸の獅子舞（由良祭） 横浜の獅子舞（由良祭） 木ノ本の獅子舞 名之内の獅子舞 花園の仏の舞	広川町 広川町 御坊市 御坊市 みなべ町 新宮市 有田川町 日高町 橋本市 海南市 由良町 由良町 由良町 みなべ町 みなべ町 日高川町 海南市 海南市 海南市 由良町 由良町 和歌山市 みなべ町 かつらぎ町
3月	おとう祭	御坊市			
4月	湯登神事 上阿田木神社の春祭り	田辺市 日高川町			
5月	糸我得生寺の来迎会式 北山川の筏流し技術	有田市 北山村			
6月	有田川の鵜飼	有田市			
7月	岡の獅子舞 妙法壇祇園太鼓 名喜里祇園祭の夜見世 那智の田楽<国指定> 那智の扇祭り<国指定> 顯國神社の三面獅子 田辺祭 横浜の獅子舞 河内祭の御船行事<国指定>（古座獅子舞） 粉河祭	上富田町 紀の川市 田辺市 田辺市 那智勝浦町 湯浅町 田辺市 由良町 串本町 紀の川市	11月	芳養八幡神社の秋祭 野中の獅子舞 寒川祭 住吉踊 上野の獅子舞 太地のくじら踊 堅田祭 岡の獅子舞	田辺市 田辺市 日高川町 田辺市 田辺市 太地町 白浜町 上富田町
8月	大瀬の太鼓踊 伏拝の盆踊 団七踊 太地のくじら踊 お夏清十郎踊り 平治川の長刀踊 萩の餅搗踊 六斎念仏 塩津のいな踊 嵯峨谷の神踊り 興国寺の燈籠焼 下川上の流れ施餓鬼 椎出の鬼舞 權踊 岩倉流泳法 立神の雨乞い踊り	田辺市 田辺市 和歌山市 太地町 田辺市 田辺市 田辺市 みなべ町 海南市 橋本市 由良町 田辺市 九度山町 那智勝浦町 和歌山市 海南市	12月	ねんねこ祭 御竈木神事 たい松押し	串本町 田辺市 かつらぎ町

○名所図絵や地誌

近世にはさまざまな名所図絵が描かれ地誌が編纂されました。これらに描かれた風景や暮らしの場面を見ることで、人々の暮らしの営みや文化を伺い知ることができます。和歌山の代表的な地誌として江戸時代に編纂された「紀伊国名所図絵」や「紀伊続風土記」があります。



黒江の様子



湯浅の様子

※「紀伊国名所図会」より

〈景観デザインのアプローチ〉

●地域の日常の営みの背景をつくる

著名な観光資源などの特に際立った特徴のあるなしにかかわらず、地域の日常的な暮らしの営みの背景となる心地よい空間を作ることが大切です。無理に際立つデザインを考えるのではなく、地域の日常に自然にとけ込むようなデザインを考えることが重要です。



日常の暮らしがにじみ出たまちなみ



過度な主張のないデザイン

●ハレ（非日常）の時を考える

地域の祭りや伝統行事などが行われる日は地域にとってハレの日です。日常の景観も重要ですが、ハレの日の舞台となるような演出を考えることで地域らしいキラリと光る魅力的な景観をつくることができます。



九度山町のこいのぼり

※和歌山県フォトライブラリーより



熊野本宮大社・例大祭

●来訪者の視点に立って見る

地元の人にとっては何気ないことであっても、よそからの来訪者にとっては非常に興味深いものもあります。来訪者の視点に立って見ると地域の特徴や固有性が見えてきます。こうしたイメージを具体の空間に活かしていくことも有効です。



暮らしの風景も絵になる

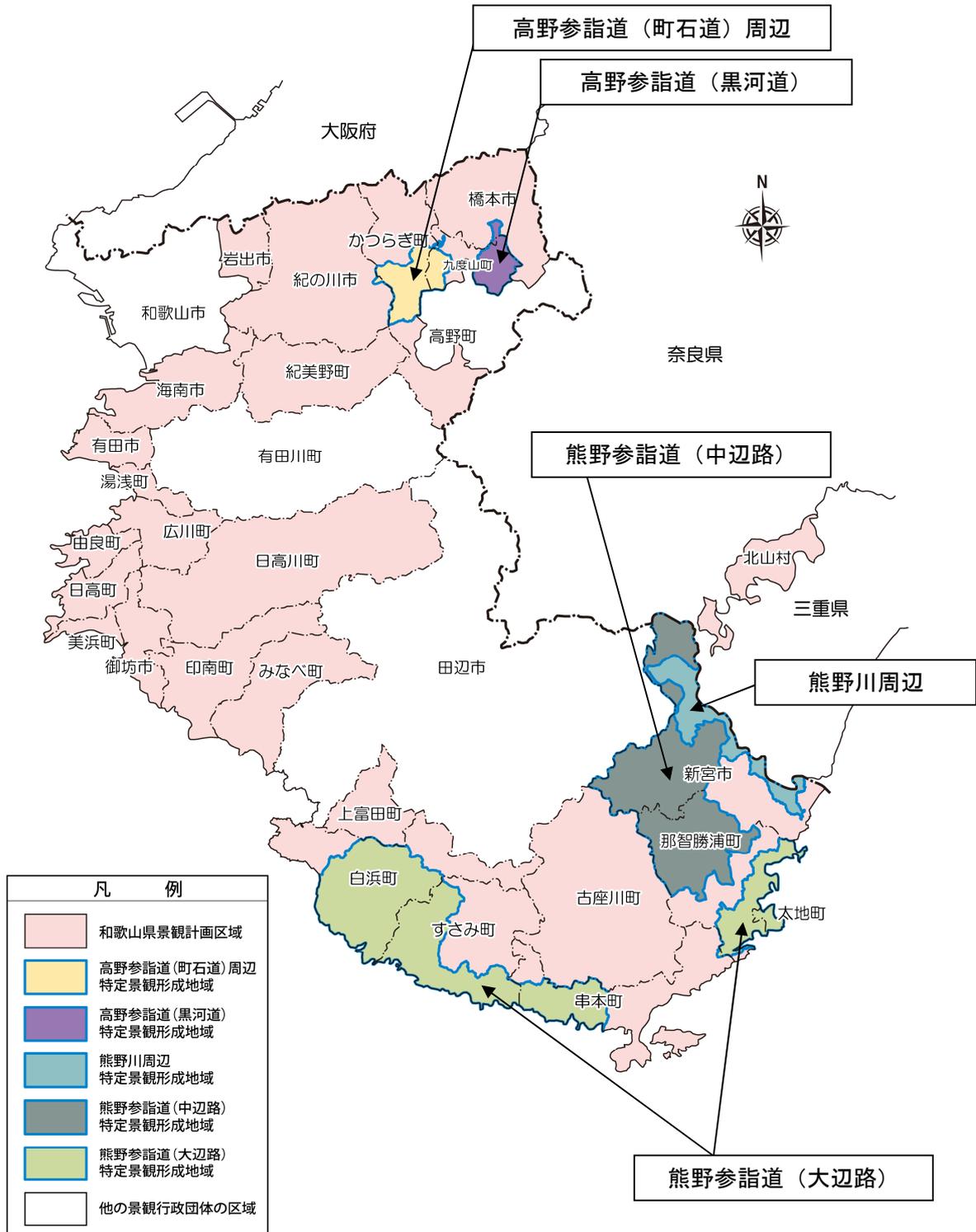


何気ない風景が来訪者には魅力

第3章 良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、景観計画に定められている景観形成基準の内容について、詳細に説明するとともに、地域での景観づくりに向けた手法についても提案しています。

■景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図



1 景観形成基準の解説と景観づくりの事例

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれの項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説と、参考となる景観づくりの事例を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
(1) 共通事項	
(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等	A 位置・規模 B 形態・意匠 C 色彩 D 素材 E 緑化 F その他
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	A 位置・規模 B 緑化
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	A 位置・規模 B 緑化
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	A 位置・規模 B 方法 C その他

(1) 共通事項

①行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。

〈基準のねらい〉

景観は地域の自然、生活、歴史等の様々な地域特性との密接な関わりの中で形成されるものです。このため、まずは行為を行う場所や周辺地域の特性を読み取り、守るべき資源や積極的に活用すべき資源などを把握することが大切です。こうした地域特性との関わりを考えることにより、周辺の景観と調和した魅力ある景観を形成していくことが可能となります。

〈具体的な配慮の内容〉

- ・地勢、植生、気象などの自然、地域における人々の生活文化、地域形成の歴史などの特性を把握した上で、地域特性を踏まえて守るべき資源や積極的に活用すべき資源などを意識しながら行為をデザインします。

②周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。

〈基準のねらい〉

和歌山県景観条例に基づく「和歌山県景観資源」として登録されているものや、景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定されているものは、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を担っている景観資源です。行為を行う場所の周辺にこれらの景観資源がある場合には、それらとの調和に配慮することにより相互に景観の価値を高めていくことも可能となります。

〈具体的な配慮の内容〉

- ・景観資源と一緒に行為地を眺めることができる場合には、行為によって景観資源がつくる良好な景観を阻害しないよう配慮します。
- ・景観資源のイメージを考慮したデザインを工夫することも考えられます。

③行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。

〈基準のねらい〉

行為を行うに当たっては、景観法や和歌山県景観条例はもとより、関連する各分野の法令を遵守する必要があるのはいうまでもありません。また、県や行為地のある市町村が実施する景観に関連する施策との整合にも配慮し、地域の景観形成に積極的に寄与していくことが大切です。

〈具体的な配慮の内容〉

- ・景観法と和歌山県景観条例の他、都市計画法、建築基準法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、屋外広告物法などの法律や関連する条例などの規定を遵守します。
- ・県や市町村が進める景観形成に関連する施策の方向と整合するよう配慮します。

【コラム：景観に関連する法令の概要】

景観に関連する主な法律や条例には以下のものがあります。

○景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律で、日本初の景観に関する総合的な法律として制定されました。

和歌山県景観計画やこのガイドラインに掲載されている基準は、いずれもこの景観法に基づき、県が定めたものです。また、和歌山県景観条例においては、この景観法に基づく委任事項等についても規定しています。

○都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的とし、都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律です。

○建築基準法

建築物の安全性の確保等を目的とし、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている法律です。

○自然公園法

優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定しています。

和歌山県においても和歌山県立自然公園条例を制定し、法に基づいた県立自然公園内での保護規制等の措置を規定しています。

○文化財保護法

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とし、文化財を5種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化

化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群) に分類した上でそれぞれに保存措置を規定しています。

和歌山県においても和歌山県文化財保護条例を制定し、法に基づいた県下の文化財等の保護規制等の措置を規定しています。

○屋外広告物法

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲げる物件の維持、屋外広告業について必要な規制の基準を定めることを目的とした法律です。

和歌山県においても和歌山県屋外広告物条例を制定し、法に基づいた県下の屋外広告物等の規制等の措置を規定しています。

(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

A 位置・規模

(景観構成要素への配慮)

- ①近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

行為地の近傍に、地域を特徴づける、あるいは地域の歴史や生活を伝えるものとして人々に大切にされている自然や歴史・文化的建築物等があり、それらによって良好な景観が構成されている場合には、その景観を妨げることをしないよう配慮が求められ、位置・規模を工夫する必要があります。

こうした地域特性との関わりを考えることにより、周辺の景観と調和した魅力ある景観を形成していくことが可能となります。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観を構成するものへの眺望を妨げないような配置・規模とする。 	 <p>高台からの眺望に配慮して高さを抑え、周辺から突出しないようにしている</p> <p>高さを抑えた建築物</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史・文化的建築物等と調和したまちなみを作るため、突出した規模や形状とならないようにする。 	 <p>通りからの見え方に配慮して屋根の形や軒先の高さを揃えている</p> <p>高さや屋根の形状を揃えてまちなみを形成している</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観を阻害しないよう建築物を配置する。 	 <p>奥に見える山なみへの眺望に配慮して、過度に突出しないよう壁面線を揃えている</p> <p>山なみへの眺望を阻害しないように配置している</p>

(眺望への配慮)

- ②山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。
- ③山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。

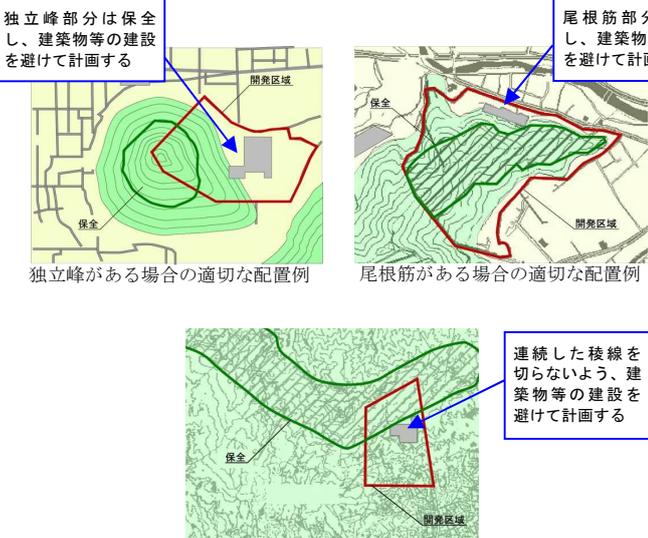
〈基準のねらい〉

良好な眺望景観が得られる視点場においては、それを妨げることがないような配慮が求められます。特に、長大な規模になるほど周辺から目立つ存在となる可能性がありますので、事前にどのような見え方になるのか、シミュレーションしておくことも重要です。

特に、和歌山県では山地の景観が大きな特徴となっており、山稜の近傍で行為を行う場合には稜線や背景との調和を乱さないような配慮が求められます。

なお、主要な視点場は山頂の展望台といった高い場所の他に、公園、道路、橋梁等といった多くの方が訪れる公共の場所が想定されます。そうしたものはすでに景勝地や観光地としてパンフレット等に紹介されているもの（例えば和歌山の朝日・夕陽 100 選など）もありますが、その他にも地域の人々に大切にされている場所については、配慮が求められます。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">● 事前に主要な視点場について学習し、そこからの眺望を妨げないような場所を行為地として選定する。	 <p>遠景のスカイラインへの眺望を妨げないような行為地を選定している</p> <p>視点場からの眺望景観を妨げない行為地となっている</p>
<ul style="list-style-type: none">● 眺望への影響がなるべく小さくなるような行為地を選定する。	 <p>独立峰部分は保全し、建築物等の建設を避けて計画する</p> <p>尾根筋部分は保全し、建築物等の建設を避けて計画する</p> <p>連続した稜線を切らないよう、建築物等の建設を避けて計画する</p> <p>独立峰がある場合の適切な配置例</p> <p>尾根筋がある場合の適切な配置例</p> <p>連続した稜線がある場合の適切な配置</p>

- 山稜から突出することがないような配置・規模とする。

山なみと対比して目立つことがないように低層に抑えている



背後の山なみとの関係を重視

(その他)

- ④市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。
- ⑤道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

隣地や周辺の建築物等から極端に突出した建築物・工作物が立地すると、その場所の景観を大きく乱す可能性もあります。建築物等の建築に際しては、隣接地や周辺の景観との連続性に配慮して、適切な位置・規模を設定することが必要です。そのためには、事前に計画される敷地や周辺の条件を調べた上で、建築物等が配置された場合に周辺とどのような関係にあるのかをチェックしておくことが大切です。

また、多くの人の目に触れる道路・公園等の公共空間に接する場所では、歩行者等にとって過度に圧迫感や威圧感を与えないよう、セットバックや緑化等によってゆとりのある空間とすることが必要です。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">● 壁面の位置を揃える。	 <p>壁面線が統一され、すっきりとした通りの景観が形成されている</p> <p>壁面の位置を揃えている</p>
<ul style="list-style-type: none">● 沿道から見た連続性を保つ工夫を採り入れる。	 <p>街路樹とも一体となって、緑豊かでうらおいのあるまちなみとして印象も高まる</p> <p>生け垣により通りの連続性が形成されている</p>
<ul style="list-style-type: none">● 歩行者等に圧迫感を与えないよう敷き際の緑化やセットバックを行う。	 <p>道路沿いの空間を有効に活用することで、まちなみの印象が高まる</p> <p>セットバックし、敷き際を緑化している</p>

B 形態・意匠

①周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

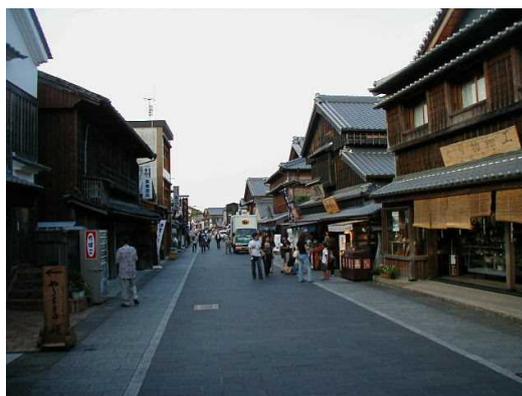
〈基準のねらい〉

景観は地域の自然、生活、歴史等の様々な地域特性との密接な関わりの中で形成されるものであり、良好な景観形成に向けてはまず周辺との関係に着目することが大切です。

そのため、行為を行う場所や周辺地域の特性に着目した上で、周辺と調和した景観づくりを行っていく必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

- 周辺の建築物の形態・意匠と合わせることで調和を図る。



建物の形態・意匠を統一している

木材や瓦などの地域の素材を使って、統一感あるまちなみを形成している

- 過度に突出したデザインや装飾を付けないなど、建築物全体をバランスの取れた形態・意匠とする。



周辺の建物と調和した高さ・デザインとしている

周辺から突出することなく、落ち着いた色彩を用いて自然になじむ意匠をこらしている

- 工作物の付属物を本体内部に収めたり、構造体を覆うなどして、すっきりとした外観とする。



自動販売機やベンチ等を建物に取り込んでいる

軒先に自販機やベンチ等の付属物を収め、通りから見えないようにしている

②市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。

〈基準のねらい〉

隣地や周辺の建築物等から極端に突出した建築物・工作物が立地すると、その場所の景観を大きく乱す可能性もあります。建築物等の建築に際しては、最低限隣接地や周辺の景観との連続性に配慮して、適切な形態・意匠を設定することが必要です。そのためには、事前に計画される敷地や周辺の条件を調べた上で、建築物等が配置された場合に周辺とどのような関係にあるのかをチェックしておくことが大切です。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の建築物と高さや壁面の位置をそろえる。 	 <p>昔ながらの人と人がふれあう大きさの街区を保全し、それにあわせて建築物等を計画する</p> <p>人間の感覚や行動にあわせた適切な規模の建築物の配置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の建築物と屋根の方向や勾配をそろえる。 	 <p>屋根方向・勾配が通りから見て統一されており、美しいまちなみを形成している</p> <p>屋根方向・勾配を統一したまちなみ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に特徴的な細部（屋根勾配、庇、格子窓など）がある場合はそれらとの調和を図る。 	 <p>瓦屋根・格子窓など地域のデザインを採り入れ、周辺との調和を図っている</p> <p>地域の特徴的なデザインを採り入れた例</p>

- 塀や生け垣などの設置によって敷き際の連続性を作る。



背景の山なみと生け垣があいまって、緑豊かであるおいのあるまちなみとなっている

背後の山なみと生け垣の緑が連続したまちなみ

③屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。

〈基準のねらい〉

建築物に付随する壁面設備、屋上設備が突出すると、景観上あまり良い印象を与えません。そのため、できる限り道路面に露出させることのないような処理が必要です。やむを得ず露出する場合でも、建築物本体と一体感を持たせたデザインとするなどの工夫によって、全体としてのおさまりを良くすることで、建築物そのもののデザイン性も向上します。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上設備はパラペットやルーバーなどで覆い、目立たないようにする。 	 <p>エアコンの室外機などを格子で隠している</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 設備を建築物内に収める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● やむを得ず露出する場合は、建築物の外壁とあわせた形態・意匠とし、目立たないようにする。 	 <p>電灯を地域のデザインに合わせている</p>

C 色彩

①落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。

〈基準のねらい〉

建築物に使われる色彩は人の手で作られた人工色であり、空や山など自然が持つ自然色とは性格を異にしています。そのため、建築物等の色彩が景観に与える影響は非常に大きく、過度に突出した色は周辺からも突出しやすく、違和感を与えます。

そのため、彩度の高い色や極端に明度の高い色や低い色の使用を避けるなど、落ち着いた色彩を基調として、周辺との調和に配慮することが求められます。

特に、商業施設においては、集客を意識して目立つ色彩を使用する傾向にありますが、過度な色彩の使用は周辺に悪影響を及ぼす可能性もあり、ひいてはその企業の価値にも影響を及ぼすことにもなります。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 彩度の高い色の使用は避ける。 	 <p>木目調の自動販売機にして、周辺から突出しない様になっている</p> <p>自動販売機の色を変更</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 特に自然の中に位置する建築物等は、自然の持つ景観を引き立てるよう、彩度を抑えるなど自然色に近い色を使用する。 	 <p>彩度を抑え目立たない色彩を使って、周辺の緑から浮き上がらない様になっている</p> <p>周辺の緑と調和した茶系の外観としている</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● C I（コーポレート・アイデンティティ）カラーを使用する場合も、周辺との調和を考慮する。 <p>※C I（コーポレート・アイデンティティ）カラー： 企業の特徴や理念を表現した色</p>	 <p>周辺の景観にあわせて暖色系に変更し、文字部分の大きさも絞っている</p> <p>地域の景観になじむ工夫</p>

②アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。

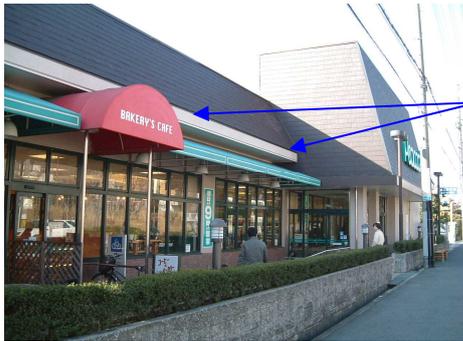
〈基準のねらい〉

外壁の大部分を占める基調色（ベース色）の上に、効果的にアクセント色を使用することで、デザインに変化を与え、より建築物等の印象を高めることができます。しかし、外壁色や周辺の景観との調和を欠いた使い方、過度に偏った量の使い方は、かえって景観を損ねてしまう場合もあります。

特に、商業施設においては、集客を意識して目立つ色彩を使用する傾向にありますが、過度な色彩の使用は周辺に悪影響を及ぼす可能性もあり、ひいてはその企業の価値にも影響を及ぼすことにもなります。

アクセント色はその配色や使用する部位などを十分検討し、効果的に使っていくことが大切です。

〈具体的な配慮の例〉

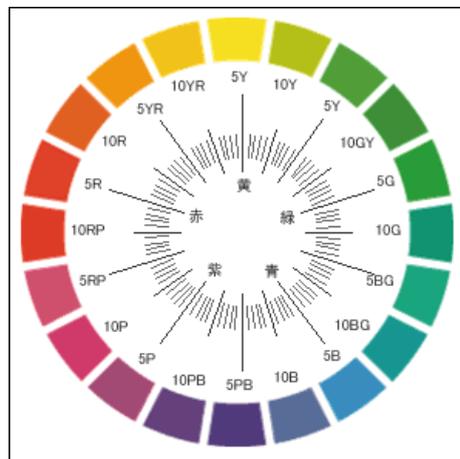
<ul style="list-style-type: none"> ● 基調色と対比させる形でアクセント色を使う場合は、使う量が過度にならないようにする。 	 <p>全体の色調を白系でまとめつつ、部分的にアクセント色を使用し、特徴を出している</p> <p>アクセント色を小面積に効果的に使用している</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● アクセント色が乱雑な配置とならないよう、全体のデザインの中でバランスを取る。 	 <p>アクセント色を多用せず、すっきりとした印象でまとめている</p> <p>アクセント色をバランス良く使用している</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 商業地においては、低層部にアクセント色を配置して賑わいを効果的に演出する。 	 <p>全体の色調をベージュ系でまとめつつ、低層部に同系色のアクセント色を配置し賑わいを演出している</p> <p>アクセント色を低層部に使用している</p>

【コラム：マンセル表色系】

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。これは日本産業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤、青、黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性によって、色彩を表示します。

例：

<u>5</u> Y R	<u>3</u>	/	<u>4</u>
色相	明度		彩度



マンセル表色系

D 素材

①できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。

〈基準のねらい〉

色彩とあわせて素材も景観を構成する上での重要な要素です。特に、近年では新たな建築素材も生まれ、多種多様な組み合わせが可能となっています。

素材においても色彩と同様に、人工物として周辺から過度に突出しないよう、できる限り周辺の景観と調和した素材を用いることが大切です。特に、反射性の高い素材や過度に異質な素材は影響も大きく、周辺との調和の点からチェックしておくことが求められます。

また、地域で昔から使われてきた木、土、石などの自然素材を効果的に採り入れることで、その地域性を表現し、建築物等の価値を高めることができます。

〈具体的な配慮の例〉

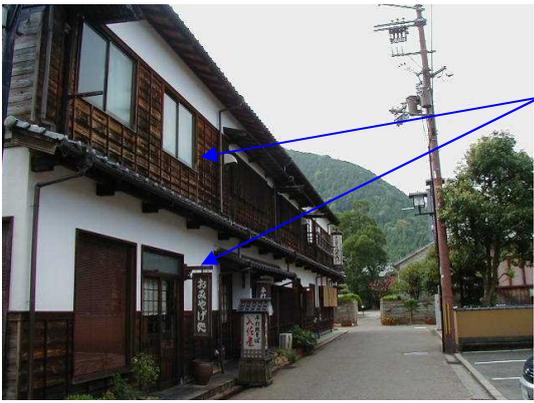
<ul style="list-style-type: none">● 歴史的なまちなみや集落が形成されているところでは、そこで使用されている素材を活用する。	 <p>瓦や木材など地元の素材を採り入れたデザインで、周辺との調和を図っている</p> <p>地元の素材を活用した例</p>
<ul style="list-style-type: none">● 反射性の高い素材や過度に異質な素材を使用する場合は、周辺との調和に考慮し、反射を抑えた仕上げとする、使用面を限定するなどの工夫を施す。	 <p>異質な素材をアクセントとして部分的に使用することで、効果的な演出を図っている</p> <p>異質な素材をアクセント的に使用</p>
<ul style="list-style-type: none">● 地場産の素材（木材、石材、瓦など）を活用する。	 <p>瓦など地元で昔から使われているデザイン要素を採り入れている</p> <p>地元産の木材等を採り入れた建物</p>

②できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。

〈基準のねらい〉

素材は時間を経るとともに劣化していきますが、耐久性に優れた素材を用いたり、石材や木材などの自然素材を用いることで、時間の蓄積によってさらに趣を増し、景観に溶け込んでいくとともに、その建築物の価値をさらに高めることができます。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">● 耐久性に優れ、経年変化による風合いを活かせるような素材を使用する。● メンテナンスの点も考慮して素材を選定する。	 <p>昔からの建築物であっても経年変化によって味わいを増している</p> <p>経年変化が味わいを生み出す石造りの建物</p>
<ul style="list-style-type: none">● アクセント的に自然素材を活用する。	 <p>アクセント的に自然素材を組み合わせることで趣が増している</p> <p>自然素材を組み合わせた例</p>

E 緑化

①行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。

〈基準のねらい〉

行為地内に緑を配することで、建築物等の圧迫感をやわらげるとともに、まちなみにゆとりやうるおいを加えることができます。また、周辺の田園景観、あるいは山々・河川等といった自然景観との調和を図ることも可能になります。さらに、量だけではなく、敷き際や人の視線の集まる場所に効果的に配置するなど質的な工夫を施すことで、その場所の印象を高める効果も期待できます。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">敷地の境界部や建築物の前面のほか、公共空間に接する部分に緑化を施す。	<p>誰もが目にとまる道路沿いに大きな樹木を配することで印象を高める</p>  <p>道路沿いに印象を高める樹木を配置</p>
<ul style="list-style-type: none">高木、中木、低木をバランス良く配置する。	<p>緑をふんだんに配置し、うるおいのある通りの景観を演出している</p>  <p>通路（パス）沿いに様々な植栽を配置</p>
<ul style="list-style-type: none">シンボルツリーや花壇などを組み合わせた緑化を行う。	<p>敷き際の部分に緑を集めて、緑豊かな通りにしている</p>  <p>道路沿いにシンボルツリーなどを配置</p>

②植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。

〈基準のねらい〉

地域ごとに異なる気候、風土、土壌はそれぞれに特徴的な植生を育んできました。新たに樹木等を植栽するときは、できる限りこうした植生に配慮し、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の景観と調和した緑化が図られることが大切です。

〈具体的な配慮の例〉

- 地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種を選ぶ。

例えば、海浜沿いの敷地では耐潮性の高い樹種を用いる、など



地域の風土が育んだ緑

- 地域の伝統的な緑化手法に配慮する。

周辺の民家などで採り入れられている緑化手法を参考にする



暮らしに溶け込んだ緑化

③行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。

〈基準のねらい〉

民家の前庭や神社・仏閣等の敷地内、あるいは集落内の辻にある祠などに残された樹姿や樹勢が優れた樹木は、地域のシンボルとなっている場合もあります。こうした樹木は長い時間を積み重ねて成長したものであり、一朝一夕には作れない貴重な資源です。建築物等を建築する際にそれらを保存または移植し、修景に活かすことで、地域の景観を継承することが必要です。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">● 敷地内に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合には、樹木を保存できるような建築物等の配置とする。● 保存ができない場合は移植して修景に活かす。	 <p>既存の樹木を活かして敷地の入り口部分を演出している</p> <p>既存の樹木を活かした配置</p>
<ul style="list-style-type: none">● 道路や公園など公共の場所から樹木が見えるように建築物等を配置する。	 <p>できるだけ敷き際・道路沿いに緑を配置し、沿道からの見え方に配慮している</p> <p>道路からの見え方に配慮</p>

F その他

○夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。

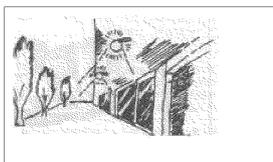
〈基準のねらい〉

夜間の屋外照明は安全・防犯上必要であり、また効果的な使用によって美しい夜間景観を演出しますが、過剰な使用は周辺の景観に悪影響を及ぼす可能性があります。使用量を抑える、配置を工夫するなどの配慮が求められます。

〈具体的な配慮の例〉

- 過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色に配慮する。
- 特に、周辺に光源がない場所では、極端に突出した照明とならないよう光量を抑える。

建物壁面（事務所、店舗）
（悪い例）



（良い例）



建物可開（建物入口部）
（悪い例）



（良い例）



光が上空に散乱しないように配慮した照明

(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

A 位置・規模

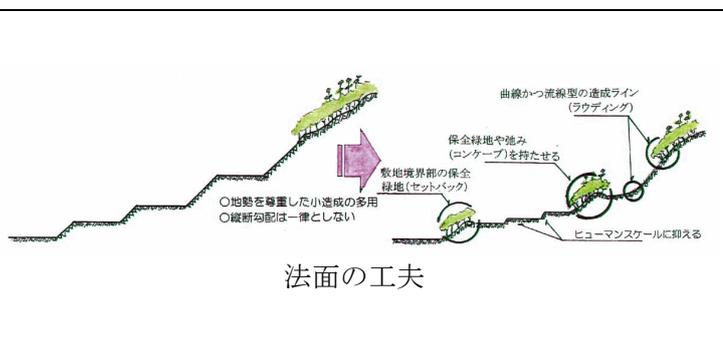
①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。

〈基準のねらい〉

遠方から見た場合に大きく景観が変わってしまうような大規模な地形の改変や長大な法面・擁壁の設置は、周辺の景観との調和を大きく乱すこととなります。現況地形の傾斜の方向や平均勾配を尊重した形とするなど、現況の地形をできるだけ活かし、法面や擁壁の規模は最小限にとどめることが大切です。

〈具体的な配慮の例〉

- 切り土や盛り土が少なくなるよう、小造成を多用するなど現況の地形を活かした造成とする。
- 長大な法面や擁壁が生じる場合には、分割するなどで圧迫感をやわらげる。



②法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。

〈基準のねらい〉

水平面と法面のなす角度が大きくなるほど、視覚的に垂直面に近くなり、眺望景観に大きな影響を与えるので、できる限りゆるやかな勾配とする必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

- コンクリートによる垂直な擁壁は避け、ゆるやかな勾配とする。

傾斜を緩くし
緑化を施すこと
で見た目の
印象を和らげ
る



ゆるやかな勾配の法面

③擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。

〈基準のねらい〉

擁壁は一般的に眺望景観に大きな影響を与えることから、その影響をやわらげるため、突出した形態とならないよう配慮する、あるいは自然石を使用したり、それに準ずる化粧張りをするなど、擁壁の素材を工夫する必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 法面や擁壁を分割し、圧迫感を軽減する。 	<p style="text-align: center;">法面の工夫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然石や化粧型枠を用いた擁壁とする。 	<p style="text-align: center;">護岸に自然石を利用し緑化することで 周辺との調和を図る</p>

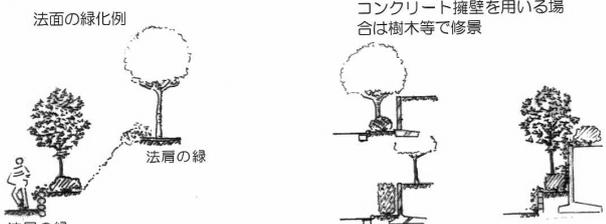
B 緑化

①法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

〈基準のねらい〉

単調な法面が大規模に露出することのないよう、周辺の植生と調和した樹種を用いて、構造物前面への植樹や構造物の露出を防ぐ植栽などを行い、周辺の景観になじませ、眺望景観への影響をやわらげる必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none"> ● 擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物などを植栽する。 	 <p>法面に小段を設け、植栽できるようにしている</p> <p>法面の緑化の例</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 小段を設けて植栽を行う。 ● 法面の緑化が難しい場合は、法尻や擁壁際に植栽を行う。 	 <p>法面の緑化例</p> <p>法尻の緑</p> <p>法面の緑化例</p> <p>コンクリート擁壁を用いる場合は樹木等で修景</p> <p>法面への植栽の工夫</p>

②行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。

〈基準のねらい〉

樹姿や樹勢が優れた樹木は、地域のシンボルとなっている場合もあります。こうした樹木は長い時間を積み重ねて成長したものであり、一朝一夕には作れない貴重な資源です。開発行為を行う際にそれらを保存または移植し、修景に活かすことで、地域の景観を継承することが必要です。

〈具体的な配慮の例〉

- 敷地内に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合には、樹木を保存できるような造成計画とする。
- 保存ができない場合は移植して修景に活かす。

既存の樹木を残しながら開発を行い、建築物等を配置している



既存の樹木を活かした開発

(4) 土石の採取又は鉱物の掘採

A 位置・規模

○道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。

〈基準のねらい〉

土石の採取・鉱物の掘採は、大規模な地形の改変を伴い、森林等が削られ地肌が露出することから、荒廃した印象を与えることがあります。これらの行為は道路、公園といった多くの人の目に触れる公共の場所、あるいは主要な視点場などからは目立たない位置・方法で行われることが必要です。

〈具体的な配慮の例〉

- 道路等の公共の場所から見えない位置で行う。
- 採取や掘採を行う場所を分割し、地形の改変を最小限にとどめる。

山肌を大きく削ることなく、できる限り見えないところを行為地を選ぶ



行為地は必要最小限にとどめる

- 行為地の周囲に植栽を行い、道路から見えないようにする。

道路沿いに植栽を行い遮へいしている



行為地の周囲の植栽

B 緑化

○採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

〈基準のねらい〉

土石の採取・鉋物の掘採が終了したまま、地肌が露出した状態を放置した状態は、景観上の影響も大きく、荒廃した印象を与えます。行為が終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行い、行為前の植生にできるだけ近づくように復旧していく必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

<ul style="list-style-type: none">● 行為が終わった場所から緑化を行う。	 <p>緑化を行い裸地を隠すことで、荒れた印象は軽減される</p> <p>緑化された法面</p>
<ul style="list-style-type: none">● 法面に小段を設けることで植栽をしやすいとする。● 地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種を選ぶ。	 <p>小段に樹木を植えており、山肌の復元を行っている</p> <p>小段を設けて植栽を復元</p>

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

A 位置・規模

○道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、その雑然とした様子が周辺のまちなみや自然景観と調和せず、景観を損ねる場合があります。

これらの行為は道路、公園といった多くの人の目に触れる公共の場所、あるいは主要な視点場などからは目立たない位置・方法で行われる必要があります。

〈具体的な配慮の例〉

- 集積・貯蔵する位置を道路、公園等の公共の場所から離すなど、見えにくい場所に置く。



主要幹線道路から離れた場所に置く

B 方法

○道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。

〈基準のねらい〉

高く積み上げられた物資や乱雑に置かれた物品は圧迫感や不快感を与えます。道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、集積や貯蔵のための積み上げ高さはできる限り抑えるとともに、整然と積み上げ管理することが必要です。

〈具体的な配慮の例〉

- 積み上げる高さを抑える。
- 整然と集積・貯蔵し、適切に管理を行う。

積み上げる高さを抑えることで整然とした印象になり、安全性も高まる



整然と集積・貯蔵された資材置き場

C その他

○道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

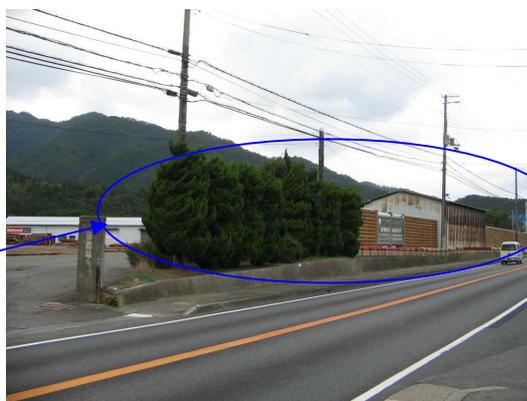
〈基準のねらい〉

物資・物品の堆積は交通アクセス上道路に面した形で設置される場合が多いのですが、だからといって誰からも見える形にするのではなく、沿道からの景観への配慮のため植栽又は塀等で遮へいし、見えなくする工夫を施すことが必要であり、管理上も有効な手段です。

〈具体的な配慮の例〉

- 植栽や塀で遮へいする。
- 行為地への出入り口は必要最小限とする。

交通量の多い道路沿いに植栽や塀で遮へいし、敷地内の資材等を隠している



植栽や塀で遮へいしている例

2 地域での景観づくり

良好な景観形成に向けて、先に述べた景観形成基準の遵守だけではなく、景観の良さを地域で認識し、地域が主体となって景観づくりに取り組むことが何よりも重要です。ここでは、その地域での景観づくりに向けたアプローチをご紹介します。

(1) 地域の景観資源の発見・共有

県内各地には、地域の人々に愛されている優れた景観資源が多数分布しています。まずは身近な景観資源を発見して、その大切さを共有するステップから始めることが有効です。

具体的な資源として、例えば、以下のようなものが考えられます。

- ・地域でいわれがありランドマークとなっている建造物、樹木、樹林
- ・見晴らしが良く良好な眺望が得られる地点
- ・歴史的な建築物・風格のある建築物等が建ち並び地域の顔となっている通り
- ・地域で受け継がれているお祭りや催事 など

景観づくりの第一歩として、まず地域の景観を読み解き、大切にすべきものは何か、を明らかにするところから始めていってはいかがでしょうか。

さらに、その良さを地域住民や来訪者に積極的に発信していく取組も大切です。

<地元主体の取組の例：熊野古道における語り部の取組>

熊野古道では、世界遺産に登録された歴史や文化をはじめ、古道沿いに咲く草花や山里の暮らしなども紹介しながら観光客を案内する「語り部」の活動が行われています。



熊野古道語り部の会のホームページより

(2) 地域の景観の保全や活用に向けた活動の展開

地域での話し合いの中で、大切にすべきもの、守るべきものが明らかになった場合、それらを後世にわたっても保全していくための手だても用意されています。

①わかやま景観づくり協定制度

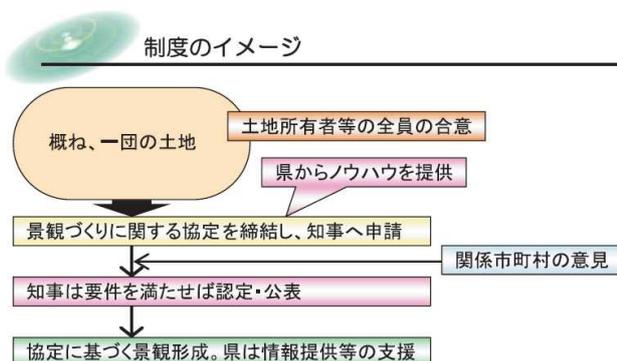
住民の皆さんが主体となって地域の個性にあった景観づくりのルールを地域の合意によってつくり、知事の認定を受けて景観づくりを行う制度です。

住民による自主的な協定です。

住民の皆さんで景観づくりに関するルールを柔軟にきめ細かく定め、住民相互で協定を結び、協力しながら運用します。

景観づくりの第一歩になります。

景観法に基づく景観協定よりも緩やかで導入しやすいため、住民参画による取り組みの第一歩になります。県では、協定の認定、公表、情報提供等の支援をします。



制度の内容

①わかやま景観づくり協定の内容

○概要一団の土地の土地所有者等は、当該土地における良好な景観の形成に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができます。

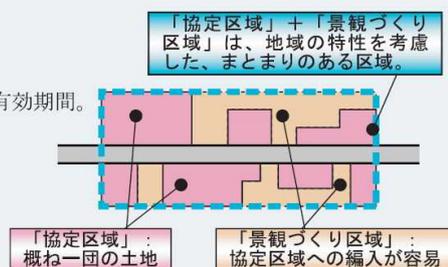
《条件》 ・土地所有者等とは？:当該土地の所有者、借地権者、及び、当該区域内で景観づくり活動を行う者、
景観づくり活動を行なおうとする者。

・協定に必要な同意:上記の全員の合意。

○協定の内容として次のことを定めます。

- ・基礎的な事項:対象となる区域(「協定区域」)、協定締結者、協定の有効期間。
- ・良好な景観形成のための必要な事項。

○協定区域と一体的に良好な景観の形成を行うべき区域を「景観づくり区域」として定めることができ、簡略な手続で同区域を協定区域に編入することが可能です。



②わかやま景観づくり協定に係る支援

- 知事が協定を認定、又は、変更する場合には、市町村長の意見を聴き、認定後は公表します。
- 協定の締結やその後の活動に関して、県は情報の提供、助言その他の支援を行いません。

(わかやま景観づくり協定)

第11条の2 おおむね一団の土地(法第7条第4項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。)の区域内の土地の所有者及び借地権を有する者並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動(以下「景観づくり」という。)を行う者及び行おうとする者(以下「景観づくり従事者」と総称する。)は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について知事の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)
- (2) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

- ア 建築物の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)に関する基準
- イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ウ 工作物(建築物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。以下同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項
- オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- キ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ク その他景観づくりに関する事項

(3) 協定の有効期間

- 3 第1項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの(以下「景観づくり区域」という。)を定めることができる。
- 4 第1項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の長の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、第4項の申請のあつた協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。
 - (1) 法令の規定に違反するものではないこと。
 - (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- 7 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(和歌山県景観条例より)

看板や建物の様式、デザインを統一して歴史的な街並みを創ろう！



地域の活動を広く知ってもらい、やる気を高めよう！



②住民提案型景観形成地域制度

住民の皆さんからの提案によって良好な景観を形成する地域を県が指定し、景観の保全と誘導を行う制度です。

住民の提案で規制・誘導を強化します。

景観条例で定めた県下全体の共通の規制基準に上乗せして、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成地域の設定と行為制限等の基準を、住民等が簡便に提案することができます。

届出制度で景観を保全・誘導します。

県では住民からの提案を受けて『住民提案型景観形成地域』を指定し、きめ細かな届出制度によって行為をチェックして景観を保全・誘導します。



制度の内容

①住民等による住民提案型景観形成地域の提案

○良好な景観形成を推進する上で重要な一団の土地の区域について、住民等は県に対して住民提案型景観形成地域として区域設定と届出対象行為や行為制限に関する基準設定を提案することができます。

《条件》

- ・一団の土地の区域とは？：5000㎡以上の面積の区域。
- ・提案できる住民等とは？：土地所有者等（土地の所有権又は借地権を有する者）、まちづくりNPO法人、一般社団法人、一般財団法人。
- ・提案に必要な同意：区域内の土地所有者等の1/3以上。

②提案に対する県の判断

○県は提案が行われたときは、公聴会の開催等を通じて住民等の意見や市町村の意見を聴いた上で、景観計画の変更を行うかどうかを判断して決定します。

（住民提案型景観形成地域の提案）

第7条の2 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、県に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、県に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「地域提案」という。）は、当該地域提案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で法第7条第4項に規定する公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている

土地の総地積との合計の3分の1以上となる場合に限る。)を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

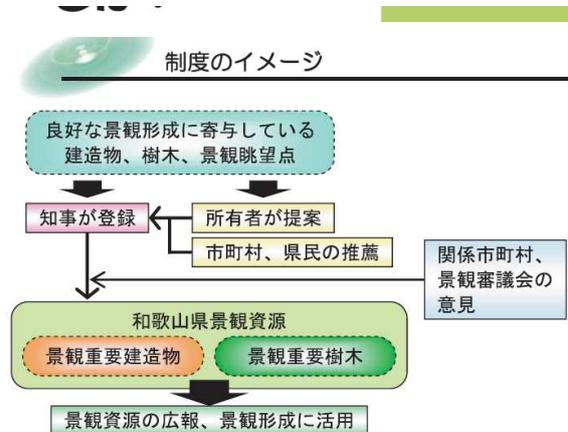
(和歌山県景観条例より)

③和歌山県景観資源の登録

良好な景観形成に寄与している建造物や樹木などを県民の皆さんからの提案によって和歌山県景観資源に登録し、保全や活用を図る制度です。

景観資源に登録して保全・活用します。

良好な景観を形成している建物や樹木等を景観資源として登録し、保全を図りながら地域づくりや景観形成に活用します。



制度の内容

①和歌山県景観資源の登録の内容

○知事は良好な景観形成に寄与している優れた建造物等を和歌山県景観資源に登録します。また、市町村や県民等は知事に対して登録を推薦することができます。

・対象: 建造物、樹木、その他の物件、眺望点

○登録にあたっては、関係市町村長、及び、和歌山県景観審議会の意見を聴いた上で登録します。

○景観資源の中でも特に保全や活用が必要な建造物や樹木の所有者の方は、景観重要建造物・樹木への指定を提案することができます。

②景観資源に対する県の支援

○和歌山県景観資源を活用した地域の活性化が促進されるように、広報や情報の提供、助言、その他の必要な措置を行います。

(和歌山県景観資源の登録等)

第10条 知事は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を和歌山県景観資源として登録することができる。

2 知事は、前項の規定により和歌山県景観資源を登録しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、県民及び関係市町村と連携し、和歌山県景観資源を活用した地域の活性化が促進されるよう、広報その他の必要な施策を実施するものとする。

(和歌山県景観条例より)



景観資源のイメージ

④地元発意のルールづくり（景観協定など）等

通り沿いや集落内など、線的・面的なまとまりを持った景観の保全・活用に向けた地元の取組について、県は市町村と協力しながら支援を行っていきます。

集落単位・地区単位でのまとまりをもった景観を保全・活用していくためにルールを定めていく場合には、景観法に基づく景観地区・景観協定や景観重要建造物・樹木など、様々な保全のためのツールが用意されています。

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



景 観 地 区

(都市計画)

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能

景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



景観法のメニュー（一部）

<地元主体の取組の例：湯浅町における伝統的建造物群保存地区指定の取組>

湯浅町では、湯浅町の住民有志によって同町の歴史的町並みを保全・再生するまちづくり活動を行う「湯浅町熊野古道研究会」の活動を長年にわたって展開してきました。

地元住民が主体となり、まちなみの良さを発信し続けながら、その保全に向けて尽力された結果、県内初の重要伝統的建造物群保存地区の指定となりました。



こうした地元発意のルールづくり等の取組を支援するため、和歌山県景観条例においても、啓発及び支援について下記のように位置づけられており、県では、必要に応じて市町村とも連携の上、窓口等での相談・アドバイスなどを行っていきます。

(啓発及び支援)

第 11 条 県は、県民及び事業者の景観に関する意識を高め、及び自主的な活動を支援していくため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(和歌山県景観条例より)

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

この章では、景観計画で定めている届出対象行為と行為の制限の基準について記しています。

1 届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は以下の通りとします。なお、特定景観形成地域における届出対象行為は別に定めています。

区 分	規 模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超 または 建築面積1,000㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超
	③その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000㎡超	

2 行為の制限の基準

届出対象行為の制限の基準は以下の通りとします。なお、特定景観形成地域の届出対象行為については別に定めています。

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照してください。

対象行為	項目	行為の制限の基準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。

対象行為	項目	行為の制限の基準
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 ・国指定の名勝、文化的景観若しくは重要伝統的建造物群保存地区の周囲 100m 以内又は国指定の史跡若しくは重要文化財であって、知事が指定するものの 100m 以内は、これら名勝等の色彩と調和した色彩を使用し、外観の基調色を色相 0.1R～2.5Y は彩度 6 以下、それ以外は彩度 4 以下（無彩色含む）とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

対象行為	項目	行為の制限の基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
TEL: 073-441-3228 FAX: 073-441-3232
E-mail: keikan@pref.wakayama.lg.jp